

第20回 鬼北町農業委員会総会 進行原稿

1. 開催日時 令和7年2月20日（木） 午後13時30分～

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員（14名）

1	山本伸男	2	山本弥須弘	3	篠崎英明	4	渡邊康志
5	中本 誉	6	兵頭正男	7	那須健一	8	山田耕二
9	清家壽秋	10	山下展輝	11	浅野剛志	12	毛利久志
13	兵頭知幸	14	谷口雄記				

4. 欠席委員（0名）

--	--	--	--	--	--	--	--

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第76号 非農地証明願について
- 日程第4 議案第77号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について
- 日程第5 議案第78号 令和7年春季農業機械利用料金の設定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤幸利	次長	丸山貴広	主事	水代康成
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事 務 局	(司会進行)
会 長	(会長挨拶)
事 務 局	(司会進行)
議 長	ただいまの出席委員は14名であります。杉本推進委員から欠席の連絡を受けております。定数に達しておりますので、これより第20回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。
議 長	これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりいたします。各委員のご協力をお願いします。
議 長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に11番 あさの たけし 浅野 剛志 委員、12番 もうり ひさし 毛利 久志 委員、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いします。
議 長	続いて日程第2 議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、 ひょうどうまさお 兵頭正男委員より説明願います。
兵 頭 委 員	議席番号6番 兵頭です。 議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第75号 順位1番 説明】
兵 頭 委 員	2月14日に譲渡人、譲受人、宇都宮推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第75号 順位1番 説明】
兵 頭 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただ今、兵頭委員からの説明が終わりました。これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。

議 長	順位 2 番について、山本 ^{やまもと} 信男 ^{のぶお} 委員より説明願います。
山 本 委 員	議席番号 1 番 山本です。 議案第 7 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 7 5 号 順位 2 番 説明】
山 本 委 員	2 月 1 4 日に譲渡人、譲受人、井伊推進委員、事務局 2 名、私の計 6 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 7 5 号 順位 2 番 説明】
山 本 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 7 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 7 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて日程第 3 議案第 7 6 号「非農地証明願について」を議題といたします。
議 長	順位 1 番について、山本 ^{やまもと} 弥須弘 ^{やすひろ} 委員より説明をお願いします。
山 本 委 員	議席番号 2 番 山本です。 議案第 7 6 号「非農地証明願について」、順位 1 番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 7 6 号 順位 1 番 説明】
山 本 委 員	2 月 1 4 日に、那須農業委員、善家推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 7 6 号 順位 1 番 説明】
山 本 委 員	以上により、順位 1 番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)

議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 7 6 号「非農地証明願について」、順位 1 番は申請のとおり承認することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 7 6 号「非農地証明願について」、順位 1 番は申請のとおり承認することと決定させていただきます。
議長	続いて日程第 4 議案第 7 7 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題いたします。順位 1 番から 4 4 番までを一括審議し、順位 4 5 番以降は該当委員退席後に審議します。事務局から説明願います。
事務局	それでは順位 1 番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第 7 7 号 順位 1 番から 4 4 番まで説明】
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、順位 1 番から 4 4 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 7 7 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 1 から 4 4 番は原案のとおり決定することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 7 7 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 1 番から 4 4 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	中本委員は退席願います。
	(中本委員 退席)
議 長	それでは、順位 4 5、4 6 番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位 4 5、4 6 番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第 7 7 号 順位 4 5、4 6 番 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長	ただ今、順位４５、４６番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第７７号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位４５、４６番は原案のとおり決定することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第７７号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位４５、４６番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は中本委員を呼んできてください。
	(中本委員 着席)
議 長	篠崎委員は退席願います。
	(篠崎委員 退席)
議 長	それでは、順位４７番から５０番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位４７番から５０番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第７７号 ４７番から５０番 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	ただ今、順位４７番から５０番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第７７号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位４７番から５０番は原案のとおり決定することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第７７号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位４７番から５０番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は篠崎委員を呼んできてください。
	(篠崎委員 着席)

議 長	清家委員は退席願います。
	(清家委員 退席)
議 長	それでは、順位 5 1、5 2 番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位 5 1、5 2 番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第 7 7 号 5 1、5 2 番 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	ただ今、順位 5 1、5 2 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 7 7 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 5 1、5 2 番は原案のとおり決定することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 7 7 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 5 1、5 2 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は篠崎委員を呼んできてください。
	(篠崎委員 着席)
議 長	ここで、議長を会長職務代理者である兵頭 ^{ともゆき} 知幸委員に交代します。
	(議長交代)
議 長 (兵頭委員)	議長を交代いたしました。 谷口委員は退席願います。
	(谷口委員 退席)
議 長 (兵頭委員)	それでは、順位 5 3 番から 5 6 番について事務局より説明願います。
事 務 局	順 5 3 番 5 6 番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第 7 7 号 5 3 から 5 6 番 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長 (兵頭委員)	ただ今、順位 5 3 番から 5 6 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。

	(質問、意見等なし)
議長 (兵頭委員)	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 77 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 53 番から 56 番は原案のとおり決定することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
議長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第 77 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 53 から 56 番は原案のとおり決定させていただきます。
議長 (兵頭委員)	事務局は谷口委員を呼んできてください。
	(谷口委員 着席)
議長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長を交代)
議長	議長を交代いたしました。
議長	日程第 5 議案第 78 号「令和 7 年春季農業機械利用料金の設定について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事務局	議案第 78 号「令和 7 年春季農業機械利用料金の設定について」を説明します。
	【議案書に基づき、議案第 78 号 説明】
事務局	以上で説明を終わります。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
議長	1 点いいですか。先ほどこっと話があったんですが、例えば耕起の分ですよ、ね、1 回目、2 回目となっておりますが人によっては 3 回、4 回起こす方もあってそれを頼まれたときには先ほど言ったように双方の話し合いのもとでこれプラスアルファの料金をいただくような形にしたらいいいんですかね。
事務局	もちろん最終的には両者の相談の中で決めていただくことになります。ここに参考として載せさせてもらってるのは 1 回目はだいたい基本料金プラスみたいな感じでいい。2 回目は少し安め、3 回目以降になるとその平均を取るのか 2 回目の金額をそれ以降にも取るのか、この辺、双方で話し合ってもらって決めてもらったらと思います。あくまでも農業委員会として出すのは参考にさせていただくということでよろしく願いいたします。

[illegible]